# 水質加算使用料について



## 1 水質加算使用料とは

工場・事業所等から公共下水道に排出される汚水のうち汚濁の著しいものは、浄化センターでの処理に要する経費が割高になります。本市では、条例により、月 1,250 ㎡以上の汚水を排出する下水道使用者のうち管理者が定める基準以上の濃度の汚水を排出する下水道使用者には、下水道使用料に加え、基準を超える程度に応じて水質加算使用料をご負担いただいております。

## 2 水質加算使用料が適用される条件

水質加算使用料は、次の2つの条件すべてに該当する場合に適用され、一般の下水 道使用料に加算されます。

- ① 1か月の排水量が1,250㎡以上
- ② BOD, COD又はSSの濃度が200mg/L以上

### ○北九州市下水道条例 第15条第2項

使用者が、管理者が定める基準以上の水質の汚水を排除する場合(当該汚水の排水量が管理者が定める水量に満たない場合を除く。)は、別表第5により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)を前項の使用料の額に加算する。

別表第5(第15条関係)

| 汚水の水質   |                               | 金額            |
|---|-------------------------------|---------------|
|   |                               | (1 立方メートルにつき) |
| リットルにつき 5 日間に又 6   は 6   化学的酸素要求量若しく 2   は浮遊物質量 1 リットルに | 600 ミリグラム以下のとき                | 48円           |
|   | 600 ミリグラムを超え、1,000 ミリグラム以下のとき | 68円           |
|   | 1,000 ミリグラムを超えるとき             | 112 円         |

備考 この表は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいず れか一の最も高い項目につき適用する。

#### ○北九州市下水道条例施行規程 第20条

条例第15条第2項の管理者が定める基準は、次の各号の一に掲げるものとし、同項の規則で定める水量は、1月について 1,250 立方メートルとする。

- (1) 生物 化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に 200 ミリグラム
- (2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき 200 ミリグラム
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき 200 ミリグラム
- ※ BOD: 生物化学的酸素要求量、COD: 化学的酸素要求量、SS: 浮遊物質量

### 【お問い合わせ先】

- ・水質加算使用料金について:営業課093-582-3623
- ・水質検査について:水質管理課 093-582-2570